

重要事項

<2024年6月1日現在>

通所（介護予防通所）リハビリテーション

1 事業者（法人）の概要

名称	社会医療法人 三車会 たま整形外科
代表者名	院長 直川 裕樹
所在地・連絡先	(住所) 和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口974-4 (電話) 0736-65-2700 (FAX) 0736-65-2722

2 事業所の概要

事業所名	たま整形外科 通所リハビリテーション事業所
所在地・連絡先	(住所) 和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口974-4 (電話) 0736-65-2700 (FAX) 0736-65-2722
事業所番号	3011710369
管理者の氏名	院長 直川 裕樹
通常の実施地域	紀の川市

3 事業所の特色

(1) 事業の目的

主治医の指示に基づき、理学療法士等が、利用者の心身の機能の回復を図り、有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことを目的に実施する通所サービスです。

生活の質の維持及び向上並びに社会参加を図るとともに、安心して日常生活が過ごせるよう、また家族の身体的及び、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、介護支援専門員並びに関係する市町村やサービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と密接に連携し総合的なサービスの提供に努めていきます。

(3) その他

事項	内容
通所（介護予防通所）リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師及び理学療法士が、利用者の直面している課題を評価し、医師の診療及び利用者の希望を踏まえて、通所（介護予防通所）リハビリテーション計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス計画書）に記載して利用者に説明のうえ交付します。

4 サービス内容

理学療法士が利用者様の、全身状態の確認、関節の動きや筋力の維持・改善、日常生活動作の練習や方法の指導、介助方法の検討・指導、コミュニケーション（言語）の練習、生活環境（福祉用具や住宅改修）のアドバイス、趣味活動の援助にて楽しみを見つけるお手伝い、自主トレーニングの指導やアドバイス、廃用性機能低下の予防・改善等を主治医の指示、ケアプランをふまえて利用者の状態に応じて計画を立て実施します。

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	9時00分～16時30分まで ただし、利用者の希望に応じて上記サービス提供時間外での対応の場合もあります。

6 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		相談・調整業務
理学療法士	6	6		通所リハビリテーション業務
事務職員 (リハビリ助手)	7	5	2	対応調整・請求業務 通所リハビリテーション業務

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる
理学療法士	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる
事務職員 (リハビリ助手)	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる

8 利用料

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合、原則として実施単位数に地域区分に応じた報酬単価を掛けた金額の、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額が利用者の負担金額となります。利用者の負担金額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【所定単位表】利用者負担について

1. 予防給付に係る費用（利用者負担1割分）

	項目	要介護度	金額（単位）
①基本料金	介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,268単位/月
		要支援2	4,228単位/月
②加算料金	予防通所リハ科学的介護推進体制加算		40単位/月
	退院時共同指導加算		600単位/回
利用料金	①+②を計算した合計額		

* 要支援1の方は利用開始から12ヶ月超にて基本料金にて-120単位/月

* 要支援2の方は利用開始から12ヶ月超にて基本料金にて-240単位/月

2. 介護給付に係る費用（利用者負担1割分）【通常規模型】

	項目	金額（単位）
①基本料金	要介護1	369単位/日
	要介護2	398単位/日
	要介護3	429単位/日
	要介護4	458単位/日
	要介護5	491単位/日
②加算料金	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)開始半年	593単位/月
	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)半年以降	273単位/月
	通所リハビリマネジメント加算 4	270単位/月
	通所リハ退院時共同指導加算	600単位/回
	通所リハ科学的介護推進体制加算	40単位/月
	中山間地域等提供加算	所定単位 +5%
③減算料金	送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）	-47単位/片道
利用料金	①+②-③を計算した合計額	

- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し全額が利用者の自己負担となりますのでご相談下さい。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき利用料金全額をお支払い下さい。

(2) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はは不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡が無かった場合	利用料の自己負担分の100%

(3) 利用料、利用者負担、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担、 その他の費用の請求方法	<p>ア 利用料、利用者負担及びその他の費用の額は提供サービスごとに計算し、一カ月ごとまとめて請求いたします。</p> <p>イ 上記の請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日前後に利用者あてにお届けします。</p>
利用料、利用者負担、 その他の費用の払い方法等	<p>ア サービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日前後に下記の方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの引き落とし</p> <p>イ 利用者負担金の受領にかかわる領収書等については、引き落とし確認、又は支払いを受けた後、お渡しします。</p>

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待の防止に関する責任者	管理者・直川 裕樹
--------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及びことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…… 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性… 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…… 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 サービス内容に関する相談・苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスに係る利用者及びその家族からの相談、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】

たま整形外科 担当者 細野 雅人	所在地 和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口974-4 電話番号 0736-65-2700 受付時間 午前8時30分～午後5時30分
---------------------	---

【行政機関の窓口】

□ 紀の川市

那賀振興局 健康福祉部	所在地 岩出市高塚209 電話番号 0736-61-0020 受付時間 午前9時00分～午後5時45分
紀の川市市役所	所在地 紀の川市西大井338 電話番号 0736-77-2511 受付時間 午前8時45分～午後5時30分

□ 紀美野町

和歌山県海南保健所 健康福祉部	所在地 海南市大野中939 電話番号 0734-82-0600 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
紀美野町役場 保健福祉課	所在地 紀美野町下佐々1408番地4 電話番号 073-489-9960 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

□ 岩出市

那賀振興局 健康福祉部	所在地 岩出市高塚209 電話番号 0736-61-0020 受付時間 午前9時00分～午後5時45分
岩出市役所 生活福祉部 長寿介護課	所在地 岩出市西野209番地 電話番号 0736-62-2141 受付時間 午前8時45分～午後5時30分

□ 和歌山市

和歌山県和歌山市保健所 健康福祉部	所在地 和歌山市吹上5丁目2-15 電話番号 0734-33-2261 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
和歌山市役所 介護保険課	所在地 和歌山市七番丁23番地 電話番号 073-435-1190 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

□ 海南市

和歌山県海南保健所 健康福祉部	所在地 海南市大野中939 電話番号 073-482-0600 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
海南市役所 高齢介護課 介護保険係	所在地 海南市南赤坂11 電話番号 073-483-8762 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

和歌山県庁 福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課 サービス指導班	所在地 和歌山市小松原通1-1 電話番号 073-441-2527
--	--------------------------------------

【公的団体の窓口】

和歌山県国民健康 保険団体連合会 介護サービス苦情処理相談窓口	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22-501号 電話番号 073-427-4662 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
---------------------------------------	---

12 第三者評価の実施状況

現在のところ第三者評価は実施しておりません。

13 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

14 ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示して下さい。